

関東地域事業用自動車安全施策2024 における重点課題及びその対応について

国土交通省 関東運輸局



関東運輸局

Kanto District Transport Bureau

1. 関東地域事業用自動車交通事故削減目標及び安全施策

関東地域事業用自動車交通事故削減目標及び安全施策の策定（計画期間：2021～25年度）

- 事業用自動車総合安全プラン2025を踏まえ、関東地域における事業用自動車交通事故の「削減目標」及び年度毎に「安全施策」を策定。
- 各年度毎の安全施策は、プラン2025に掲げられた「当面講ずべき施策」を踏まえ、関係事業者団体及び関係行政機関と協議により策定。

関東地域事業用自動車交通事故削減目標及び業態別の状況

・※1:直ちに削減すべき目標 ※2:令和7年までに削減すべき目標
・()内は2023年の実績

《全体目標》

- ①24時間死者数※2⇒**55人以下(88)** ②重傷者数※2⇒**600人以下(726)** ③人身事故件数※2⇒**6,340件以下(9,669)** ④※1飲酒運転⇒**ゼロ(10)**

《各業態の個別目標》

【バス】

- 乗客死者数※1⇒**ゼロ(0)** [前年比:-1]
- 24時間死者数※2⇒**0人(2)** [前年比:±0]
- 重傷者数※2⇒**45人以下(43)** [前年比:-7]
- 人身事故件数※2⇒**280件以下(402)** [前年比:-19]
- 飲酒運転※1⇒**ゼロ(0)** [前年比:±0]
- 車内事故件数※2:乗合バス⇒**20件以下(86)** [前年比:±0]
- 乗客負傷事故件数※2:貸切バス⇒**5件以下(4)** [前年比:±0]

【タクシー】

- 乗客死者数※1⇒**ゼロ(0)** [前年比:±0]
- 24時間死者数※2⇒**5人以下(12)** [前年比:+6]
- 重傷者数※2⇒**175人以下(209)** [前年比:+66]
- 人身事故件数※2⇒**2,700件以下(3,693)** [前年比:+224]
- 飲酒運転※1⇒**ゼロ(0)** [前年比:±0]
- 出会い頭衝突事故件数※2⇒**330件以下(600)** [前年比:+47]

【トラック】

- 24時間死者数※2⇒**50人以下(74)** [前年比:±0]
- 重傷者数※2⇒**380人以下(474)** [前年比:+46]
- 人身事故件数※2⇒**3,360件以下(5,574)** [前年比:-28]
- 飲酒運転※1⇒**ゼロ(10)** [前年比:±0]
- 追突事故件数※2⇒**1,135件以下(2,066)** [前年比:-94]

関東地域事業用自動車安全施策2024

1. 「新たな日常」における安全・安心な輸送サービスの実現

- ・新型コロナウイルス感染症拡大に伴う運送労働環境の変化と附帯作業の増加への対応
- ・人手不足の深刻化への対応、働き方改革の推進
- ・激甚化・頻発化する災害への対応
- ・オリパラ、万博開催等に伴う人流、物流の変化への対応

2. 抜本的対策による飲酒運転、迷惑運転等悪質な法令違反の根絶

- 重点** ・飲酒運転事故件数の近年の下げ止まりへの対応
- ・「ながら運転」の増加への対応
 - ・社会的関心の高まる「あおり運転」への対応

3. ICT、自動運転等新技術の開発・普及推進

- ・デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進
- ・自動車の先進安全技術の更なる普及
- ・ICTを活用した高度な運行管理の実現
- ・無人自動運転サービスに向けた安全確保

4. 超高齢社会におけるユニバーサルサービス連携強化を踏まえた事故の防止対策

- 重点** ・依然として多発する乗合バスの車内事故への対応
- ・路線バスにおける車いす使用者に関する車内事故への対応
 - ・高齢歩行者の死傷事故への対応
 - ・高齢運転者事故への対応

5. 原因分析に基づく事故防止対策の立案と関係者の連携による安全体質の強化

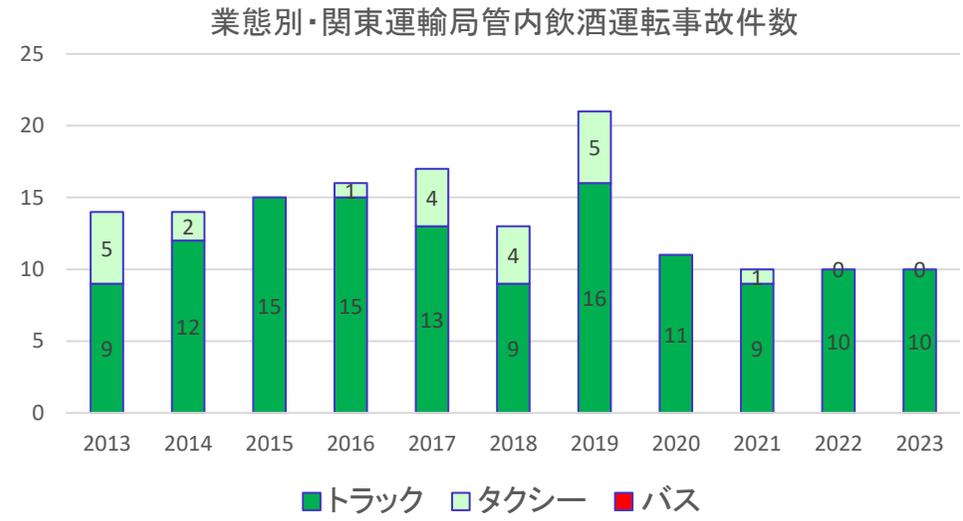
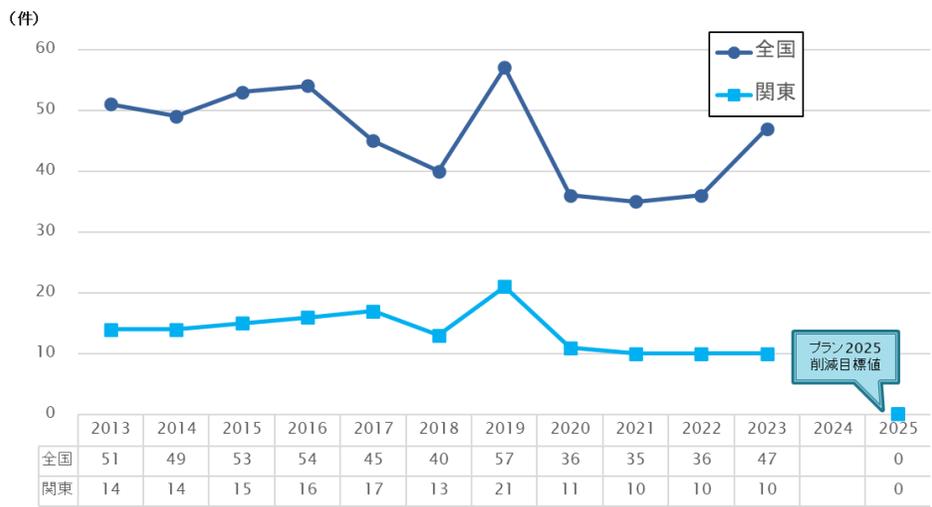
- 重点** ・各業態の特徴的な事故への対応（タクシー事業における事故）
- 重点** ・健康に起因する事故の増加への対応 ・初任、経験不足運転者への適切な指導監督
- ・大型車の点検整備の実施の推進（車輪脱落事故防止）
 - ・運輸安全マネジメント制度を通じた安全体質の強化 ・監査のあり方

6. 道路交通環境の改善

- ・道路交通環境の整備

2. 重点課題への対応

飲酒運転の防止



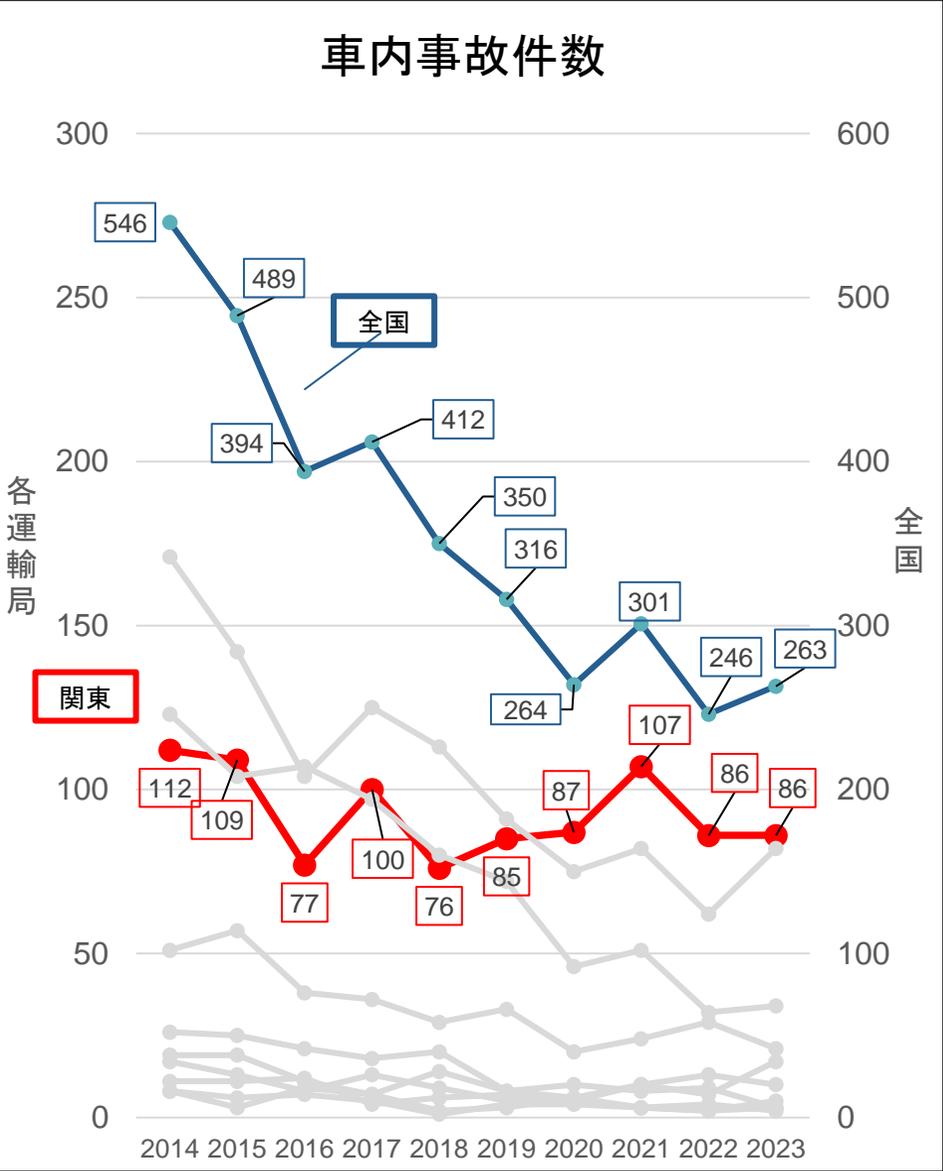
- トラックで飲酒運転による交通事故が依然として発生。
- 適切な点呼の徹底、運転者の飲酒傾向を把握した適切な指導監督が重要。

2024年の主な取組

- 令和6年3月に公表された「自動車運送事業者における飲酒運転防止マニュアル」に記載された内容について、運転者の飲酒傾向を把握した対応等の正しい理解を深め事業者の具体的な行動に繋がるよう、各種講習会、交通安全運動、安全総点検等の機会を通じ事業者への周知を図る。
- 運行の際のアルコール検知器の使用を徹底した厳正な点呼の実施、飲酒運転防止のための運転者に対する指導・啓発活動の実施、飲酒習慣のある運転者を把握し翌日の業務がある場合の飲酒等に係る指導等の実施について、各種講習会等において周知するとともに、交通安全運動期間や安全総点検等における運送事業者の取組とする。
- 準備が進められている飲酒運転の実態把握に向けた事故報告規則の改正について、その状況を踏まえて事業者に対する周知等を検討する。

2. 重点課題への対応

乗合バス車内事故の防止



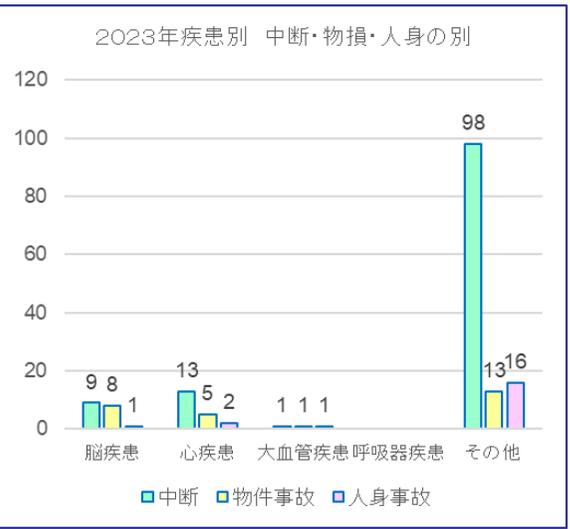
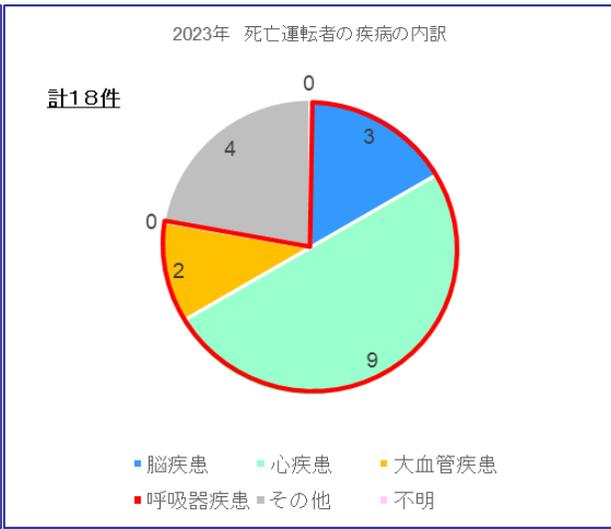
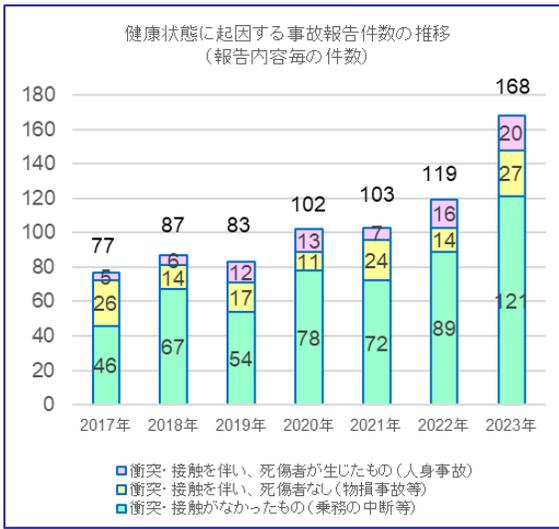
○ 乗合バスの車内事故は、2021年に過去5年で最多件数となったが、2022年はコロナ禍以前の状況まで減少した。2023年については前年と同件数となっており、横ばいの状況が続いている。

2024年の主な取組

- 関東地区バス保安対策協議会と合同で開催している「バス事故防止対策検討ワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）」において、次の取り組みを実施する。
 - ・ 前年度に作成した、乗客・一般ドライバー等に対する乗合バスの車内事故防止のための啓発動画「転倒事故から身を守る」「車や自転車を運転される方へのお願い」について、デジタルサイネージ等を活用した周知を実施するため、関係各所への協力を依頼する。
- 前年度に作成したバス運転者向け車内事故防止動画「安全はすべてに優先する」を講習会等において周知する。
- 運転者教育資料「乗合バス車内事故削減に向けて」を、運行管理者を対象とする講習会等において周知する。さらに、それらを運転者に対する指導監督に活用するよう、事業者等に求めていく。
- 車内事故事例を定期的に公表し、各運送事業者における事故防止の取組への活用及び安全意識の醸成を図る。

2. 重点課題への対応

健康起因事故の防止



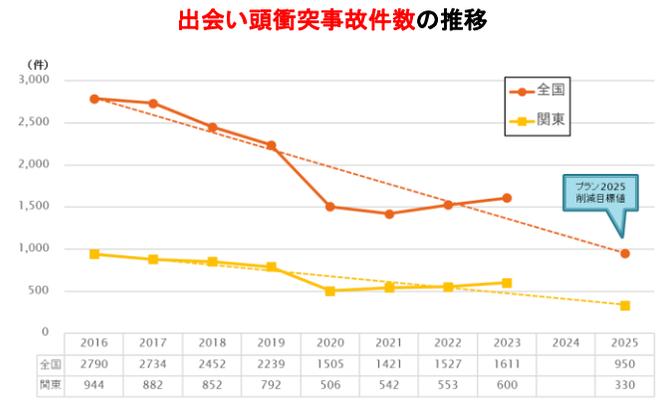
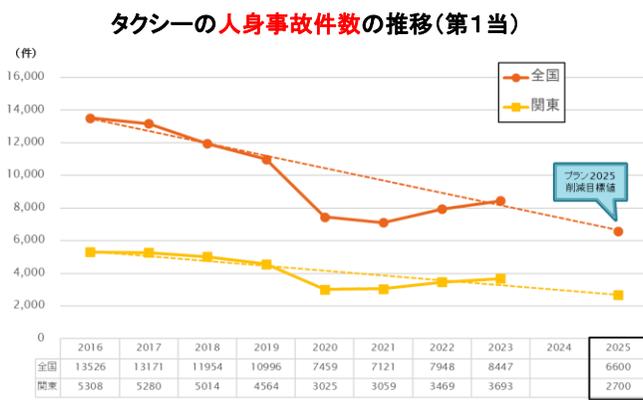
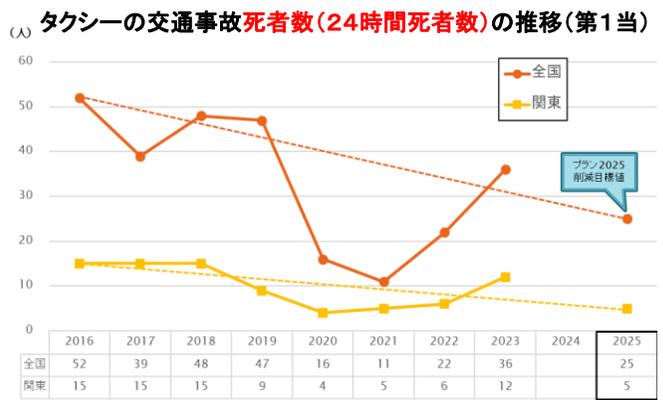
- 近年、健康起因による報告は増加しており、運転者が死亡したケースでは、**脳疾患、心疾患、大動脈瘤などの大血管疾患**が大半を占めている。
- 健康起因による事故は、各業界において発生する可能性があり、未然に防止することは、大切な運転者の命を守るとともに、事故防止にも繋がる。

2024年の主な取組

- 各種講習会等において、「事業用自動車の運転者に関する健康管理に係るマニュアル」や「自動車運送事業者における脳血管疾患対策ガイドライン」等を周知し、運転者の健康状態の把握や乗務判断等の確実な実施を図る。
- 令和4年3月に国土交通省がまとめた「自動車運送事業者における視野障害対策マニュアル」により、視野障害に関連する運転リスクや眼科検診や治療の必要性等について周知を図る。
- 健康起因による事故事例を定期的に公表し、各運送事業者における事故防止の取組への活用及び安全意識の醸成を図る。
- 前年度に作成した「タクシー事業者における事故防止のための取組事例」の活用を図る。
- 前年度に作成した「過去の事例に基づく健康起因事故防止について」を講習会等の機会を捉えて広く周知し、事故の発生原因やその改善対策を検討することで健康起因事故防止の啓発を図る。

2. 重点課題への対応

各業態の特徴的な事故への対応 (タクシー事業における事故)



- 交通事故死者数が大きく増加。なお、人身事故件数も前年に続き増加。
- 事故状況の分析結果をもととした適切な指導監督が必要。

2024年の主な取組

- 事件事例を定期的に公表し、各運送事業者における事故防止の取組への活用及び安全意識の醸成を図る。
- タクシー事業者団体と合同で設置した「タクシー事故防止対策検討会」において、次の取り組みを実施する。
 - ・ ヒヤリハットや事件事例等より危険とされている「交差点」や「狭い道路」等の地点について情報収集を行い、調査・検証し、どのような交通状況のもとで発生しているのかを取りまとめ、類似する場所は注意が必要であることを関係事業者に周知を図る。
 - ・ タクシー事業者による出会い頭衝突事故削減等に向けた優良な取り組みについて情報収集を行い取りまとめて公表し、関係事業者の運転者指導等への活用を促す。
 - ・ タクシーが関係する交通事故を類型化した状況等を踏まえ、交通事故統計等から事故の発生地点、行動類型、危険認知速度等を取りまとめ関係事業者に周知を図る。
- 各種講習会等において、事業用自動車事故調査報告書に係る事故の再発防止策等について周知を図る。